



島根県報

平成27年3月26日（木）

号外第49号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管告示】

島根県知事選挙の実施	2
島根県知事選挙における選挙長及びその職務代理者	2
島根県知事選挙における選挙長の勤務場所	2
島根県知事選挙における投票用紙等の様式	2
島根県知事選挙における期日前投票所又は不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名の順序のくじを行う日時及び場所	8
島根県知事選挙における選挙事務所の標札等の配色	8
島根県知事選挙における選挙運動用ビラの証紙の地模様及び色	8
島根県知事選挙における政見放送の順序のくじを行う日時及び場所	8
島根県知事選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所	8
島根県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	9
島根県知事選挙における政治活動用自動車の表示板の配色	9
島根県知事選挙における政談演説会告知のために使用する立札及び看板の類の表示板の配色	9
島根県知事選挙における政治活動用ポスターの証紙の地模様及び色	9
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数	9

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第20号**

任期満了による島根県知事選挙を次のとおり行う。

平成27年 3 月 26 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

投票を行うべき日 平成27年 4 月 12 日

島根県選挙管理委員会告示第21号

平成27年 4 月 12 日行う島根県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成27年 3 月 26 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県知事選挙選挙長

島根県松江市東朝日町125番地 津 田 和 美

島根県知事選挙選挙長職務代理者

島根県松江市上東川津町744番地 7 伊 藤 直 文

島根県選挙管理委員会告示第22号

平成27年 4 月 12 日行う島根県知事選挙における選挙長の勤務する場所は、次のとおりである。

平成27年 3 月 26 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁

島根県選挙管理委員会告示第23号

平成27年 4 月 12 日行う島根県知事選挙における期日前投票及び不在者投票用投票用紙、点字用投票用紙、仮投票用封筒、投票用封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒、特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒の様式を次のとおり定める。

平成27年 3 月 26 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

期日前投票及び不在者投票用投票用紙

平成二十七年四月十二日執行

島根県知事選挙投票

島根県選挙管理委員会之印

○ 注 意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

表 折目

こう ほう しや し めい 候 補 者 氏 名

備考
三二一
印刷は黒色刷りとし、用紙は白色合成紙とする。
寸法は、縦約九・一センチメートル、横約十五・一センチメートルとする。

点字用投票用紙

点字投票

平成二十七年四月十二日執行

島根県知事選挙投票

島根県選挙管理委員会之印

○ 注 意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

表 折目

こう ほう しや し めい 候 補 者 氏 名

備考
三二
印刷は黒色刷りとし、用紙は薄黄色（特厚口）上質紙とする。ただし、点字投票である旨の文字表示は赤色刷りとし、点線枠の部分に「知事」の文字を黒色刷りした透明シールに公職選挙法施行令別表第一に規定された点字により「チジ」と表示したものを貼付する。
寸法は、縦約九・一センチメートル、横約十五・一センチメートルとする。

裏 表

仮投票用封筒

仮 投 票

島根県選
 挙管理委
 員会之印

投票者氏名

投票所

備考
三二一
印刷は黒色刷りとし、用紙は白色（中厚口）上質紙とする。
押すべき印は、刷込式とする。
寸法は、縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

裏 表

投票用封筒
外封筒

平成27年4月12日執行
島根県知事選挙
不在者投票
(外封筒)

島根県選
 挙管理委
 員会之印

投票者氏名

投票区名
選挙人名簿 登録番号
男女別
男 女

注意
投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票年月日 平成 年 月 日 投票場所 何の場所

不在者投票管理者（職・氏名）
都（何道府県）何郡（市）何町（村）選挙管理委員会委員長
（何々（船舶その他施設の名称及び不在者投票管理者を記載すること。））

立会人 氏氏 名名

備考

一 印刷は黒色刷りとし、用紙は白色（中厚口）上質紙とする。

二 押すべき印は、刷込式とする。

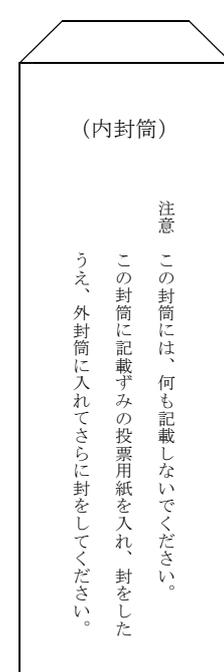
三 寸法は、外封筒縦約十八センチメートル、横約十・三センチメートル、内封筒縦約十六センチメートル、横約九・九センチメートルとする。

四 筒内封筒は、封入した投票用紙が透けないものとする。

裏

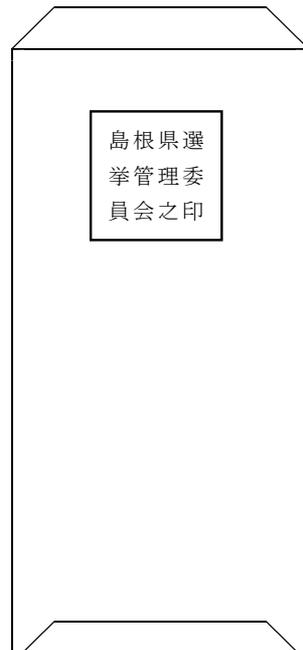


表

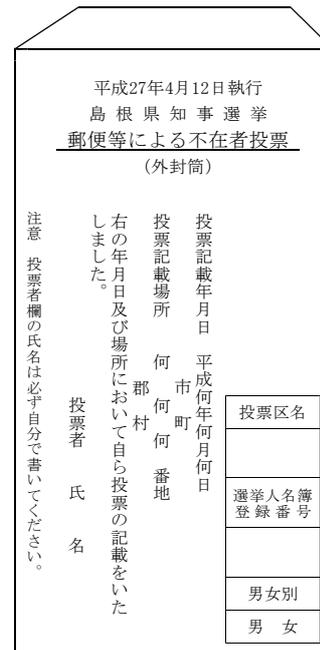


内封筒（投票用封筒、郵便等による不在者投票及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒共通）

裏



表



郵便等による不在者投票における投票用封筒

外封筒

不在者投票証明書用封筒

表

注意 この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出してください。
開封すると不在者投票はできません。

選挙人 氏 名

不在者投票証明書在中

裏

何市(町)(村) 選挙管理委員会委員長 氏 名 印

備考
二一 印刷は黒色刷りとし、用紙は半晒クラフト紙七五・五キログラムとする。
寸法は縦約十八センチメートル、横約七センチメートルとする。

島根県選挙管理委員会告示第24号

平成27年 4月12日行う島根県知事選挙における期日前投票所又は不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成27年 3月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

日 時 平成27年 3月26日 午後 6 時

場 所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第25号

平成27年 4月12日行う島根県知事選挙における選挙事務所の標札、選挙運動用自動車・船舶及び拡声機の表示板、個人演説会用の立札又は看板の類の表示板、乗車又は乗船する者及び選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色を次のとおり定める。

平成27年 3月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

白地とし、文字は赤色とする。

島根県選挙管理委員会告示第26号

平成27年 4月12日行う島根県知事選挙における選挙運動用ビラの証紙の地模様及びその色を次のとおり定める。

平成27年 3月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

地模様 細紋

地模様の色 黄色

島根県選挙管理委員会告示第27号

平成27年 4月12日行う島根県知事選挙における政見放送の放送順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成27年 3月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

日 時 平成27年 3月26日 午後 7 時

場 所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第28号

平成27年 4月12日行う島根県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成27年 3月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

日 時 平成27年 3月27日 午後 6時

場 所 島根県松江市殿町1番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第29号

平成27年 4月12日行う島根県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額は、次のとおりである。

平成27年 3月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

制限額 28,251,100円

島根県選挙管理委員会告示第30号

平成27年 4月12日行う島根県知事選挙における政治活動用自動車の表示板の配色を次のとおり定める。

平成27年 3月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

白地とし、文字は茶色とする。

島根県選挙管理委員会告示第31号

平成27年 4月12日行う島根県知事選挙における政談演説会告知のために使用する立札及び看板の類の表示板の配色を次のとおり定める。

平成27年 3月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

木地とし、文字は黒色とする。

島根県選挙管理委員会告示第32号

平成27年 4月12日行う島根県知事選挙における政治活動用ポスターの証紙の地模様及びその色を次のとおり定める。

平成27年 3月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

地模様 細紋

地模様の色 朱色

島根県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成27年 3月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数	11,575
2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	163,119
3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	
仁多選挙区	3,915
邑智選挙区	5,751
鹿足選挙区	4,162
隠岐選挙区	5,910
松江選挙区	55,543
浜田選挙区	15,874
出雲選挙区	46,658
益田選挙区	13,543
大田選挙区	10,413
安来選挙区	11,269
江津選挙区	6,957
雲南・飯石選挙区	12,912
4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	163,119